

平成 29 年度第 2 回 高齢者、障害者等の支援を目的とする ボランティア活動に対する助成要項

1. 助成の目的

高齢者と障害を持つ人たちに対する、社会福祉のボランティア活動を積極的に支援推進し、こころ豊かな社会づくりの実現に寄与することを目的とする。

2. 助成対象事業

国内において実施される、社会福祉のためのボランティア活動であつて、次に掲げるボランティア活動に必要な各種器材の助成事業とする。

- ア. 高齢者、心身障害児(者)に対するボランティア活動に直接必要な器材の整備事業に対し、購入費用を助成する。
- イ. 整備する器材は、新たに購入するものであり、原則として、消耗品、汎用事務機器、自動車、及び地域集会場（自治会館等）の備品整備事業については助成の対象としない。
- ウ. 収益事業は助成の対象としない。
- エ. 助成を受けた後 2 年間は、助成の対象としない。

3. 助成事業の実施期間

助成金交付決定後に事業を実施し、平成 30 年 5 月 31 日までに事業を終了すること。

4. 助成対象主体

ボランティア活動に実績があり、活動基盤が整備されているボランティア活動団体であり、財政的理由等により助成を必要としていること。

5. 助成対象経費

助成の対象とする経費は、法人の運営に必要な人件費等の経常経費、P R 事業、調査研究事業、イベント等の経費を除く、当該事業に直接必要と認められる器材整備の経費とし、その額は 50 千円を超えるものとする。

6. 助成率及び助成限度額

助成率は、9 / 10 以内とし、助成金の限度額は、900 千円とする。

7. 助成金交付申請額の算定

助成金交付申請額は百円単位とし、その算定方法は、事業の経費に助成率を乗じて得られた額の百円未満を切り捨てた金額とする。

8. 助成金交付申請の手続等

(1) 助成金交付申請者は、当該都道府県共同募金会から本財団所定の申請書を入手し、平成 29 年 9 月 22 日（金）～10 月 23 日（月）の間に申請書を当該都道府県共同募金会に提出するものとする。

(2) 都道府県共同募金会は、提出された申請書をとりまとめ、平成 29 年 10 月 30 日（月）までに（福）中央共同募金会に提出するものとする。

(3) （福）中央共同募金会は、各都道府県共同募金会から提出された申請書をとりまとめ、平成 29 年 11 月 6 日（月）までに本財団へ提出するものとする。

9. 審査

申請のあった事業内容について、外部の有識者による審査委員会を開催し申請内容を審査する。

10. 交付決定

審査委員会の答申を受け、理事会において助成先及び助成金額を決定する。

11. 交付決定の通知

本財団は、助成金交付決定された助成金交付申請者に対し、交付決定を通知する。

12. その他

- (1) 本財団は、当該助成金交付申請者が交付決定を受け、助成事業を実施する場合、都道府県共同募金会に対し、助成事業の事務手続きについての指導を依頼する。
- (2) 助成金の支払いは、原則として精算払い（助成事業終了後の支払い）とする。

【個人情報の取り扱いについて】

助成申請に際して収集した個人情報は、本財団の個人情報保護規程に基づき、本財団の定款に定める公益の増進を目的とした諸事業の実施に係る審査、連絡及び情報公開（事業年度、事業実施団体名または事業実施者名・事業内容・助成金の金額・事業成果の概要・事業に関する補足情報）のみに利用します。

○対象となる事業の例

高齢者、障害者に対する直接のボランティア活動に対する器材の整備事業

例1) 高齢者との生活交流ボランティアが料理の調理交流で使用するガスコンロの整備事業

例2) 高齢者に対する理容ボランティアが使用するシャンプー台の整備事業

例3) 視覚障害者のための点訳ボランティアが使用する点字プリンターの整備事業

例4) 視覚障害者のための音訳ボランティアが使用するカセットプリンターの整備事業

※音訳・点訳物が行政の広報物のみの場合、行政が機器を整備すればよいと判断されますので、申請書の書き方にご留意ください。

例5) 障害児者に対する音楽療法ボランティアが使用する楽器の整備事業

例6) 聴覚障害者のための要約筆記ボランティアが使用する要約内容掲示用プロジェクターの整備事業

なお、ボランティアの対象が高齢者・障害者に加え、児童等他の者が含まれる場合であっても、高齢者・障害者が主たる対象であれば認められることもあります。

○助成対象となる団体

次の事項を満たしているボランティア活動団体が助成の対象となります。

社団法人・財團法人・社会福祉法人は助成対象団体から除外されていますのでご注意下さい。なお特定非営利活動法人については助成の対象となります。

(1) ボランティア活動に実績があり、活動が継続されていること

「活動に実績」とは、2年以上の活動歴がある場合をいいます。また、要望する器材を使用する活動分野の実績が不足していると判断される場合は助成対象外とされることがあります。

(2) 過去にこの助成を受けた団体は助成の優先度は低くなること

特に、助成を受けた後、2年間は助成の対象となりませんのでご了承下さい。

(3) ボランティア・コーディネートを事業目的とする団体は助成対象外とされること

直接のボランティア活動を行なう団体が対象となりますので、社会福祉協議会、ボランティアセンター、ボランティア協会等（以下「社協等」という。）の実施する事業は申請の対象とはなりません。

ただし、申請にあたっての事務担当窓口が社協等となること、整備した器材等を社協等が保管するなどについては問題ありません。

(4) 主たる活動が収益を上げることを目的としたものであると判断される団体は助成対象外とされること

- ・そもそも高齢者・障害者に対するボランティア団体といえないもの
 - 例1) 青少年の引きこもり防止活動
 - 例2) 健常児のみを対象とした放課後学級
 - 例3) 一般市民を対象にした映像ライブラリー
 - 例4) 趣味のサークルが行事的に行うボランティア活動に使用する機器

○ 申請に係る書類

- (1) 法人格を有する団体は、次の書類を添付することとして下さい。
定款、役員名簿及びパンフレット等並びに前年度決算書、事業報告書及び当該年度の事業計画書、予算書
- (2) ボランティア活動団体は次の書類を添付することとして下さい。
会則、会員名簿及びパンフレット等並びに前年度決算書、事業報告書及び当該年度の事業計画書、予算書
- (3) 申請器材に係る複数の見積書及び商品カタログを添付して下さい。